

豊川市監査公表第25号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

【別紙】

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知書（産業部商工観光課）

『豊川市観光協会財政援助団体等監査』

監査実施期間 平成28年 5月31日から
平成28年 6月29日まで

豊川市監査公表第9号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 豊川市観光協会が行っている観光バスにおける市営駐車場使用料の無料化に対する補助については、本市の歳入となる使用料に対して補助することになり不適切である。この事業のあり方及び補助金の合理性について、早急に検討されたい。</p>	<p>1 豊川市観光協会が市の補助を受け、観光活性化対策事業として観光バス無料化分の使用料を負担する方法については、市の事業として「豊川市豊川駅東駐車場観光バス無料化事業実施要綱」を定め、豊川市公共駐車場条例第10条の規定に基づき、「豊川市公共駐車場使用料減免取扱要領」及び「豊川市豊川駅東駐車場観光バス無料化事業に係る事務取扱要領」を定め、平成29年4月1日に施行し、指定管理に係る年度協定に取扱事項を追加し、減免により使用料を無料とするよう改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年4月17日現在のものである。